第十一条中「第九条第四項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画（前条第一項の規定による変更若しくは追加の認定又は同条第二項若しくは第三項の規定による変更の届出があったときは、その変更後又は追加後のもの。以下「」及び「」という。）」を削る。

第十三条中「認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していない」を「第十条の三の規定に違反している」に改める。

第十四条中「第十五条の十一及び第十五条の十二第一項」を「第十五条の十七及び第十五条の十八第一項」に改める。

第十五条第一号中「認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていない」を「第十条の三の規定に違反している」に改め、同条第四号中「第十五条の六第二項又は第十五条の十一」を「第十五条の十二第二項又は第十五条の十七」に改める。

第十五条の二第二項中「納付金」の下に「、第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定により推進機関が徴収する金銭、第十五条の十第一項の規定により推進機関に帰属した金銭」を加える。

第二章中第九節を第十節とし、第八節を第九節とする。

第二章第七節中第十五条の十六を第十五条の二十二とする。

第十五条の十五（見出しを含む。）中「解体等積立金」を「交付金相当額積立金及び解体等積立金」に改め、同条を第十五条の二十一とし、第十五条の十四を第十五条の二十とする。

第十五条の十三中「第十五条の六第三項」を「第十五条の六第二項の規定により推進機関に積み立てられた交付金相当額積立金及び第十五条の十二第三項」に改め、同条を第十五条の十九とし、第十五条の十二を第十五条の十八とし、同条の次に次の節名を付する。

第八節　積立金管理業務

第十五条の十一中「第十五条の六」を「第十五条の十二」に改め、同条を第十五条の十七とする。

第十五条の十中「（昭和四十五年法律第百三十七号）」を削り、同条を第十五条の十六とする。

第十五条の九中「（認定事業者であった者をいう。以下この条及び第十五条の十二において同じ。）」を削り、同条を第十五条の十五とする。

第十五条の八第一項中「額を」を「額（当該認定事業者が第十五条の六第一項の規定による命令を受けた者である場合には、第十五条の八第一項の規定による控除をした額）を」に改め、同条第二項中「第十五条の六第二項」を「第十五条の十二第二項」に改め、同条を第十五条の十四とする。

第十五条の七第二項中「ごとに、」の下に「当該積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に適用する」を加え、同条に次の一項を加える。

5　第十条の二第二項の規定は、同条第一項の規定により増設等に係る部分とそれ以外の部分とを区別して第十条第一項の規定による変更の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に記載した再生可能エネルギー発電設備に適用される解体等積立基準額について準用する。この場合において、第十条の二第二項中「第二条の三第一項又は第三条第二項」とあるのは「第十五条の十三第二項」と、「交付対象区分等又は特定調達対象区分等」とあるのは「積立対象区分等」と読み替えるものとする。

第十五条の七を第十五条の十三とし、第十五条の六を第十五条の十二とし、第二章第六節中第十五条の五の次に次の六条を加える。

（積立命令）

第十五条の六　経済産業大臣は、認定事業者が第十条の三の規定に違反していると認めるときは、当該認定事業者に対し、次条に規定する額の金銭を交付金相当額積立金として積み立てるべきことを命ずることができる。

2　前項の規定による命令に従って行う積立ては、推進機関にしなければならない。

3　特定契約又は一時調達契約により再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約又は一時調達契約を締結した電気事業者を経由して前項の積立てを推進機関に行うものとする。

（交付金相当額積立金の額）

第十五条の七　交付金相当額積立金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額とする。

一　認定事業者が再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合　第二条の四第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、同項の経済産業省令で定める方法により算定した供給促進交付金の額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額

二　認定事業者が再生可能エネルギー電気を特定契約又は一時調達契約により電気事業者に対し供給する場合　第十五条の二第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、第十五条の三の経済産業省令で定める方法により算定した調整交付金の額のうち当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額

（供給促進交付金の交付に係る交付金相当額積立金の控除）

第十五条の八　推進機関は、第十五条の六第一項の規定による命令を受けた認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、第二条の四第一項の経済産業省令で定める方法により算定した額から、前条第一号に定める額（当該供給促進交付金の額を限度とする。）を控除するものとする。

2　前項の規定により供給促進交付金の額から控除された額は、当該認定事業者が、第十五条の六第一項の規定による命令及び同条第二項の規定により交付金相当額積立金として推進機関に積み立てたものとみなす。

（交付金相当額積立金の取戻し）

第十五条の九　認定事業者又は旧認定事業者（認定事業者であった者をいう。以下同じ。）は、交付金相当額積立金を積み立てておく必要がない場合として経済産業省令で定める場合に該当することについて、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けた場合には、当該交付金相当額積立金の全部又は一部を取り戻すことができる。

（交付金相当額積立金の推進機関への帰属）

第十五条の十　都道府県知事、市町村長その他の認定事業者及び旧認定事業者以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置のうち経済産業省令で定めるものを講じた場合において、当該再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者又は旧認定事業者により推進機関に積み立てられた交付金相当額積立金があるときは、当該交付金相当額積立金は、推進機関に帰属するものとする。

2　前項の規定により推進機関に帰属した金銭は、供給促進交付金、調整交付金及び第二十九条第三項に規定する系統設置交付金等の交付の業務に要する費用に充てるものとする。

（返還命令等）

第十五条の十一　経済産業大臣は、第十五条の規定により認定を取り消すときは、その認定事業者に対して、認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給に係る供給促進交付金の全部若しくは一部を推進機関に返還し、又は認定発電設備に係る特定契約若しくは一時調達契約を締結する電気事業者に交付される調整交付金のうち当該特定契約若しくは一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額の全部若しくは一部を推進機関に納付すべきことを命ずることができる。

2　推進機関は、前項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節　系統設置交付金等